【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第42期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社CSKホールディングス

【英訳名】 CSK HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 西 毅

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第41期 第3四半期 連結累計期間	第42期 第 3 四半期 連結累計期間	第41期 第3四半期 連結会計期間	第42期 第 3 四半期 連結会計期間	第41期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(百万円)	151,288	123,370	48,418	38,766	206,099
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	95,364	621	80,742	1,339	122,479
四半期(当期)純損失	(百万円)	99,327	58,743	83,809	126	161,529
純資産額	(百万円)			89,364	15,592	25,247
総資産額	(百万円)			444,035	264,793	363,931
1株当たり純資産額	(円)			1,049.41	442.06	251.40
1 株当たり四半期(当 期)純損失金額()	(円)	1,307.75	731.95	1,044.23	1.57	2,097.39
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			19.0	4.0	5.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,287	1,458			5,715
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,080	2,401			12,398
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,707	3,679			6,681
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	(百万円)			32,139	36,408	33,882
従業員数	(名)			10,973	10,727	10,756

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 第41期第3四半期連結累計期間、第42期第3四半期連結累計期間、第41期第3四半期連結会計期間、第42期第3四半期連結会計期間及び第41期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動については、「関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

連結子会社であったプラザキャピタルマネジメント(株)は、当第3四半期連結会計期間に全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社であった(株)ライトワークスは、当第3四半期連結会計期間に株式の一部売却により持分 比率が減少したため、持分法適用関連会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成21年12月31日現在)

従業員数(名) 10,727 [2,587]		
	従業員数(名)	10,727 [2,587]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 - 2 平均臨時従業員数は、[]内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成21年12月31日現在)

従業員数(名)	144

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の実績

当第3四半期連結会計期間における生産の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業	38,341	17.3

(2) 受注の実績

当第3四半期連結会計期間における受注の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業	27,515	37.5	62,410	16.4

(3) 販売の実績

当第3四半期連結会計期間における販売の実績は以下のとおりであります。

「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおり、第2四半期連結会計期間より、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期実績値を変更後の区分に組み替えて表示しております。

東米の伊弉□ 上が./ ⟩. の わ な	いまさ/エエ四)	
事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業	34,211	22.1
プリペイドカード事業	725	+9.2
証券事業	3,670	+13.2
その他の事業	160	72.2
合計	38,766	19.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 「(1) 生産の実績」の金額は、販売価格によっております。
- 3 「(1) 生産の実績」の情報サービス事業には、機器販売に係る仕入は含まれておりません。
- 4 「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。 但し、「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」には、当社グループ内の情報サービス事業における間接スタッフ業務の一部を請け負っている(株) C S K アドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。
- 5 「(3) 販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。 なお、当第3四半期連結会計期間におけるプリペイドカード事業でのカードの発行高は、16,528百万円であります。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

< 不動産証券化事業に係るリスク >

不動産証券化事業については、全ての保有案件を速やかに売却するという方針のもと、前第4四半期以降、売却体制を強化し積極的に売却活動を進めておりましたが、昨年来の世界的信用不安に加え、非常に厳しい国内経済環境を背景に、不動産市場の急速な回復は期待できないことから、全案件の投資回収を早期に完了させることは困難な状況にありました。

また、不動産証券化事業のうち開発案件に関しては、一部は完成に向け建設工事等は継続しており、その進捗に応じた開発費用の拠出や契約等に基づく資金負担が必要となる可能性があり、稼動案件に関しても物件収益の悪化等に伴い契約等に基づく資金負担が必要となる可能性がありました。

加えて、不動産証券化事業に係る資産については、会計基準に準拠した適正価格にて評価しておりますが、不動産市況の急速な回復が見込めないことから、追加の評価損リスクが継続して存在しておりました。

これらの不動産証券化事業に係る「投資回収遅延、追加支出の可能性、追加の評価損の可能性」は、次の「資金リスク」及び「自己資本毀損リスク」の要因となっていることから、当社グループの再生にとって、当該不動産証券化事業に係るリスクの遮断が不可欠であり、今回の資本増強も当該リスクへの対応が主要な目的となっておりました。

<資金リスク>

不動産証券化事業の投資回収が想定どおり進まない中、開発案件等について追加の資金支出が必要となる可能性があり、これらの資金支出は通常の運転資金の確保及び金融機関からの借入金並びに社債及び新株予約権付社債の返済に影響を与えることを意味しておりました。このように不動産証券化事業の継続は、当社グループを資金リスクにさらすことを意味し、資金・財務面での信用力を低下させる要因になっておりました。

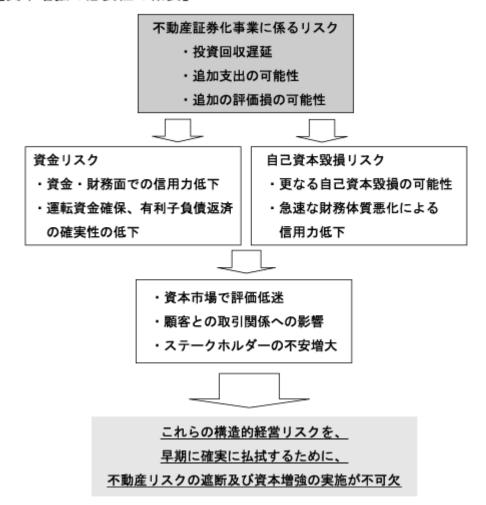
<自己資本毀損リスク>

不動産証券化事業に関し、不動産市況の急速な回復が見込めない中、売却が想定どおり進まないことを 背景に追加の評価損リスクが継続して存在しておりました。当社グループの純資産は従前に比べ大幅に 減少しておりますが、追加の評価損の発生や売却損により更に悪化する可能性があり、純資産の減少が資 本市場における信用や事業取引における与信に影響を与えておりました。

資本増強の必要性

これらの3項目のリスクへ的確に対処し、当社グループの中長期的な企業価値の改善を図るためには、当社の経営リスクの主要因である不動産証券化事業から撤退し、リスクを遮断するべきとの結論に至りました。

【資本増強の必要性の概要】



不動産リスクの遮断及び資本増強の実施内容は次のとおりであります。

1.不動産リスクの遮断

当社グループにおいて不動産証券化事業を行う CSKファイナンス㈱(現社名ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付債権約1,200億円を、(同) ACAインベストメンツの親会社である ACA㈱が無限責任組合員として管理・運営する ACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に総額約5億円で譲渡することで、不動産リスクの遮断を図りました。なお、短期的に売却の目処のある案件等、追加評価損のリスクが顕在化する可能性の低い資産等に係る貸付債権は譲渡せずに引き続き保有します。

2. A C A(株)による資本増強策

A C A(株の100%子会社である(同) A C A インベストメンツを引受先とする優先株式による約160億円の増資を実施いたしました。併せて、同社に対し新株予約権(払込金額の総額4億6,728万円、権利行使による払込金額の総額60億円)を発行いたしました。

3.取引銀行4行による支援策

取引銀行4行には、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)、すなわち当社に対する貸付債権をもって出資の目的とする現物出資を行うことによる資本増強300億円の実施(優先株式の発行)、加えて取引銀行4行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換えの実施等について、「協定書」を締結し、当社再建に向けたご支援をいただきました。

4.経営体制

今回の資本増強策の実施に際して、取締役及び監査役は平成21年9月30日付で全員辞任し、(同)ACAインベストメンツの指名に基づき招聘する取締役4名及び監査役2名を含む新任役員9名(取締役6名及び監査役3名)が、新たに就任いたしました。

今回の資本増強により改善する財務状況を背景に、新経営体制のもとで、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かし、再建にむけた経営施策を推進してまいります。また、厳しい経済環境にも対応できる収益基盤の拡充、将来の成長性確保のための施策の推進が可能となり、その結果、当社グループの企業価値を中長期的に高めることになるものと考えております。

以上の4つの施策の実現に向け、平成21年9月29日付で臨時株主総会を開催し、全ての議案につきご承認をいただき、翌日9月30日付をもって議案の効力に関する必要な諸条件が充足され、不動産証券化事業に係るリスクを実質的に遮断し、併せて資金リスク及び自己資本毀損リスクを補う資本増強が完了いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

次の文中における今後の事業戦略及び将来に関する記載は、当四半期報告書提出日の前月末現在における判断によるものであり、今後の経済環境及び経営状況によっては、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日~平成21年12月31日)のわが国経済は、政府の経済対策の効果などもあり、景気の持ち直し傾向が見られつつあるものの、設備投資の抑制やデフレの進行などにより企業収益の動向は厳しい局面を脱してはおらず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

情報サービス業界においては、企業収益の悪化から設備投資が抑制される傾向にあり、新規案件へのI T投資が抑制されるなど企業のIT投資意欲に改善の兆しは見られず、引き続き厳しい事業環境が続い ております。

プリペイドカード業界では、経済環境の急激な悪化を受け法人需要が減少するなか、交通機関における 共有ICカード等の非接触IC型電子マネーが急速に普及するなど競争環境が拡大している一方で、利 用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、新たな需要も増加しておりま す。

証券業界においては、信用不安の後退や政府の経済対策、米国株式市場の高値更新などから、日経平均株価は12月に10,500円台まで回復しましたが、依然、世界景気の先行き等に慎重な見方が根強いことなどから株価は足踏みを続けており、証券事業分野においては業績改善の傾向に期待が持てる状況に変化しつつあるものの、急速な回復は難しい状況となっております。

これらの経済環境等を背景に、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、情報サービス事業においては、主に金融・保険業界や輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、23.1%の減収となりました。一方、プリペイドカード事業は堅調に推移し、証券事業においては主に受入手数料が第2四半期連結会計期間と比較し減少するも前年同四半期比で増収となり、連結全体としては387.6億円(前年同四半期比19.9%減)となりました。

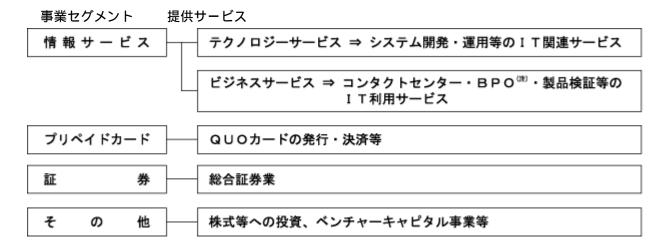
営業利益は、情報サービス事業においてはコスト削減を推進したことにより、売上高減少による粗利益の減少を補い営業利益が34.2億円(前年同四半期比35.0%増)となりました。証券事業においてはコスト構造の改善が功を奏し、前年同四半期比では増益となるものの、受入手数料の伸び悩み等により5.6億円の営業損失(前年同四半期24.4億円の営業損失)となり、連結全体では14.2億円の営業利益となりました。なお、前第3四半期連結会計期間については金融サービス事業の有価証券及び投資不動産において多額の評価損計上等があったことから、808.1億円の営業損失となっております。

経常利益は、営業利益に加えカード退蔵益等の営業外収益と支払利息等の営業外費用の影響により 13.3億円の経常利益(前年同四半期807.4億円の経常損失)となりました。

四半期純利益は、投資有価証券売却益等の特別利益3.4億円、減損損失等の特別損失6.8億円や法人税等により1.2億円の四半期純損失(前年同四半期838.0億円の四半期純損失)となりました。

<事業セグメント別の業績>

当社グループの「事業セグメントごとの提供サービスの概要」及び「セグメント別業績」は、次のとおりとなっております。



)情報サービス事業

売上高は、テクノロジーサービスにおいては、主に金融・保険業界や電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けシステム開発案件の減少等により減収となりました。ビジネスサービスにおいても、コンタクトセンターや製品検証サービス等の売上高が減少し、情報サービス全体の売上高は349.3億円(前年同四半期比23.1%減)となりました。

営業利益は、テクノロジーサービス、ビジネスサービス共に売上原価・販売費及び一般管理費の削減を行ったこと等により、売上高減少による粗利益の減少を補い営業利益が34.2億円(同35.0%増)となりました。

) プリペイドカード事業

店頭及びギフトによるカード発行量は前年よりも若干減少しましたが、売上高は機器の販売が貢献 し7.6億円(前年同四半期比8.6%増)となりました。

営業利益は、機器の販売による粗利益の増加等により0.5億円(同66.2%増)となりました。なお、営業外収益としてカード退蔵益等を計上しており、当事業に関する経常利益は4.2億円(同38.0%増)となっております。

) 証券事業

売上高は、国内景気への回復期待等を背景に日経平均株価も緩やかな上昇となり、トレーディングに係る収益が増加し36.7億円(前年同四半期比13.1%増)となりました。

営業利益は、コスト構造の改善が功を奏し、前年同四半期比では増益となるものの受入手数料の伸び 悩み等により5.6億円の営業損失(前年同四半期24.4億円の営業損失)となりました。

)その他の事業

第2四半期連結会計期間において、不動産証券化事業からの撤退が完了したことに伴い、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。そのため、前年同四半期比較にあたっては前第3四半期連結会計期間分を変更後の表示に組み替えて行っております。

売上高は、前第3四半期会計期間に有価証券の売却益計上があったことにより減収となり、1.6億円 (前年同四半期比72.2%減)となりました。

営業利益は1.3億円の営業損失となり、前第3四半期連結会計期間においては、有価証券及び投資不動産において多額の評価損の計上等があったことから788.5億円の営業損失となっております。

(注) B P O (Business Process Outsourcing): 業務運用サービス。業務の効率性や品質向上にとどまらず、差別化を推進するために業務を外部委託すること

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項 (セグメント情報)」をご参照ください。

(2) 財政状態の分析

< 資産 2,647.9億円(前連結会計年度末比 991.3億円(27.2%)減少)>

流動資産は、不動産証券化事業撤退に伴い、連結子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)に対する貸付金(その他)が217.0億円増加するも金融サービス運用資産が1,019.4億円減少したこと等により804.1億円減少いたしました。

固定資産は、土地の売却や子会社の連結除外等により有形固定資産が128.9億円減少したことや主に売却による投資有価証券の減少24.0億円等により、固定資産全体では187.2億円減少いたしました。

< 負債 2,492.0億円(同 894.8億円(26.4%)減少)>

負債は、当社における短期借入金300.0億円をデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)により 資本化したことや不動産証券化事業撤退に伴い金融サービス負債が410.1億円減少したこと等により、負 債合計では894.8億円減少いたしました。

< 純資産 155.9億円(同 96.5億円(38.2%)減少)>

純資産は、デット・エクイティ・スワップ300.0億円、及び(同)ACAインベストメンツを引受先とする第三者割当増資160.0億円により資本金及び資本剰余金がそれぞれ230.0億円増加するも、四半期純損失による利益剰余金が減少したこと等により96.5億円減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりとなりました。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

主に引当金の増減額及び前払年金費用の増減額が減少するも、売上債権の増減額及びカード預り金の 増減額が増加したこと等により営業活動によるキャッシュ・フローは35.4億円(前年同四半期比94.0億 円減少)となりました。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資有価証券の売却による収入等があるも、事務所設備の取得や事業に係る無形固定資産の取得及び 投資有価証券の取得による支出等により投資活動によるキャッシュ・フローは 35.6億円(前年同四半期比70.0億円増加)となりました。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

主に短期借入金の返済により財務活動によるキャッシュ・フローは 11.2億円(前年同四半期比 150.2億円増加)となりました。

< 現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高 >

上述の各段階キャッシュ・フローに換算差額等が加わった結果、現金及び現金同等物の残高は第2四半期連結会計期間末から11.8億円減少し、364.0億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

景気動向は、昨年来の急速な景況悪化の傾向に弱まりが見られたものの、企業収益の動向は厳しい局面を脱してはおらず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社グループは次の2つを重要な経営課題と位置付け、将来の成長を通じた企業価値の最大化に注力していく所存であります。

経営の透明性確保について

当社グループは、企業や産業、そして社会全体の健全かつ持続的な成長を支えるサービスを提供し続けることにより、社会全体に貢献していく企業グループを目指しております。これらを実現する基本的な条件として、適切な内部統制及びコンプライアンスは不可欠と考え、会社法及び金融商品取引法の求める内部統制システムの構築・整備を着実に進めると同時に、グループ全体の取組みへと展開し、透明性の確保及びその維持・向上を継続的に推進してまいります。

CSKグループの再生の基本方針

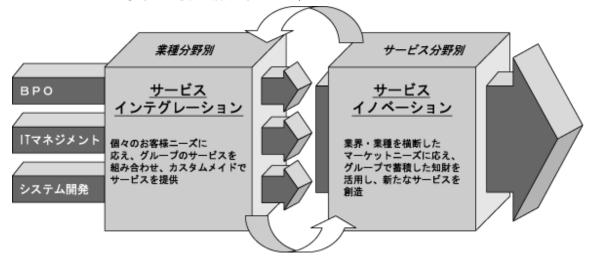
当社グループは、「第2事業の状況 2事業等のリスク」に記載したとおり、一連の資本増強策の実施を通じ、CSKグループ再生のスタートラインに着くことができました。今後は、CSKグループの再生に向けて、世界的規模での景気低迷や情報サービス事業の成熟化という厳しい経営環境を勝ち抜き、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ため、下記の事業構造及びコスト構造の改革施策を推進してまいります。

< C S K ブランドの再構築 >

平成22年3月期に営業利益を黒字化、平成23年3月期には、安定的に収益を生み出す体質へ転換するために、抜本的な体質改善と構造改革を推進し、(1)信頼の回復、(2)収益力の回復、(3)成長力の回復を通じ、「CSKブランドの再構築」を実現する。

< C S K グループの提供するサービス >

CSKグループは、お客様との信頼関係をベースに発展してきた「システム開発」「ITマネジメント」「BPO」の3事業を今後の成長の柱とする。



<事業推進の基本方針>

-) 各事業分野の競争力強化と差別化
- ・「システム開発事業」「ITマネジメント事業」「BPO事業」を事業の3本柱と位置付ける
- ・各々の事業が競争力強化と差別化を通じて、持続的成長を果たす
-) グループの連携・協業推進
- ・グループ営業の推進とサービスのクロスセル
-) No.1サービスの創造
- ・3 つの事業をベースに、No.1となる「新たなサービス」を創造

< 当社グループの課題認識と取組み施策>

-) 収益力の回復
- ・コスト構造改革

主なコスト構造改革施策

早期退職優遇制度の実施、本社間接機能の見直し、オフィス/拠点の統廃合、社内情報システムの見直し

・事業の選択と集中

ノンコア事業・不採算事業について、事業撤退・売却を実施

(株) С S K - I S、C S K プリンシパルズ(株) は投資事業から完全撤退

平成21年10月にプラザキャピタルマネジメント(株)の全株式を売却

平成22年4月に㈱ISAOの既存の全事業を譲渡予定

-) 成長力の回復
- ・「サービスインテグレーション」の推進
 - 3事業の競争力強化に向けて、体制整備と差別化を推進
 - 1) ㈱ C S K システムズの再編

(株) CSK システムズ、(株) CSK システムズ西日本、(株) CSK システムズ中部の 3 社を平成 22年 4 月に合併予定

- a . 統合による業務プロセスの効率化とコスト構造改革を推進
- b.システム開発事業を中心に、ITマネジメント事業、BPO事業の営業面での連携の要として情報サービス事業を牽引
- 2) BPO事業における組織再編

(株) CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(株)の2社を平成22年4月に合併予定

- a.企業の経営戦略・企画部門を中心としたビジネスエクステンション㈱の顧客に対して、(株) CSKサービスウェアのBPO事業を組合わせた包括的なサービスを提供することで、より最適なサービス提供を可能とする
- ・「サービスイノベーション」の推進
 - 1)事業革新プログラムの始動

営業、サービス、分室、技術の4つのテーマ

グループ各社社長を責任者に任命し、グループ一体の自己革新の取り組みとして、プロジェクトを組成

2)組織の新設

当社に「グローバル推進室」を設置 (株) C S K システムズに「サービスイノベーション推進部」を設置

- ・同業及び異業種との協業推進
 - 1)住商情報システム(株)との事業提携

11の協業分野を設定し、タスクフォースの立上げ

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は2.7億円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度に決定した設備投資計画の中止に伴い、公有財産売買契約に基づく横浜市の買戻権行使により、下記の設備が減少しております。

事業所名	事業の種類別	事業の種類別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		帳簿価額(百万円)					
(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	員数 (名)	摘要	
横浜みなとみらい2 1 (神奈川県横浜市西区)	全社	本社ビル、研究・ 研修施設、文化・ 商業施設		9,058 (7,848)		9,058		(注) 1	

- (注) 1 本社ビル建設中止に伴い、違約金等が控除された残額について平成22年1月に返還されております。
 - 2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等に係る変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,000,000
A 種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
C種優先株式	227,273
D種優先株式	2,273
E種優先株式	5,000
F 種優先株式	5,000
計	298,000,000 (注)

⁽注) 当社の発行可能種類株式総数の合計は298,269,546株でありますが、当社の定款では発行可能株式総数は 298,000,000株と定めております。

なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年 2 月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	80,290,414	80,290,414	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、7
B 種優先株式 (注) 2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、8
C 種優先株式 (注) 2	227,273	227,273	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、9
D種優先株式 (注)2	2,273	2,273	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、10
E 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、11
F 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、12
計	80,559,960	80,559,960		

- (注) 1 提出日現在発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等であります。
 - 3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注) 7、8、9、10、11、12のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。
 - 4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての 所有者との間の取決めはありません。
 - 5 各種優先株式(C種優先株式を除く)については、株主総会における議決権を有しておりません。C種優先株式については、引受先である合同会社ACAインベストメンツが当社に対する資本注入を実施していること、また同社からの指名に基づく新任役員の招聘(新任役員については、「3 役員の状況 (1) 新任役員」をご参照ください。)を実施していること等から、株主総会における議決権を有しております。なお、各種優先株式(C種優先株式を含む)の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。
 - 6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。
 - 7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) A種優先配当金
 - a . A 種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.A 種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。) +1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) A 種優先株式の残余財産の分配順位は、B 種優先株式と同順位とし、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及びF 種優先株式に劣後する。

5 . 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。) に、当該金銭対価取得請求日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() A 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)の A 種優先株式についてのみ、当該 A 種優先株主の株式対価取得請求に基づく A 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる A 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る A 種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた A 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る A 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる A 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記 9 項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社が A 種優先株式の取得と引換えに A 種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該 A 種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、A種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) B種優先配当金
 - a.B 種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第6.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、 E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B 種優先株式の残余財産の分配順位は、A 種優先株式と同順位とし、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及びF 種優先株式に劣後する。

5 . 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、金銭対価取得請求日における累積未払 B 種優先配当金(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 B 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記 9 項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社が B 種優先株式の取得と引換えに B 種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該 B 種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

			既発行	_	交付株式数 × 1株当たりの払込金額
	調整後」調整前	.,	株式数	未式数	時価
転換価額	転換価額	Х			既発行株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

EDINET提出書類 株式会社 C S Kホールディングス(E04786)

四半期報告書

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 9 C種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) C種優先配当金
 - a. C 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「C種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってC種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該C種優先中間配当の金額を控除した額をC種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、C種優先配当金額とC種優先中間配当の金額の合計額は1,100円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるC種優先配当以外には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. C 種優先配当金の金額

C種優先配当金額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額(11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率 (以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、C種優先配当又はC種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がC種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額(11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「C種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。C種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、C種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、C種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) C種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) C種優先株式の残余財産の分配順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5 . 議決権

C種優先株主は、株主総会において、1株を1単元とし、1単元につき1個の議決権を有する。

6.譲渡制限

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - (2) 当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。また、当会社は、新株予約権無償割当てを行うときは、当会社の取締役会が合理的に判断するところにより、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに新株予約権無償割当てを行うことができる。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

て種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してC種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきC種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における C 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする C 種優先配当に係る C 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1 円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくC種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

C種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() C 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った C 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)の C 種優先株式についてのみ、当該 C 種優先株主の株式対価取得請求に基づく C 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる C 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る C 種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する C 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた C 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る C 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる C 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がC種優先株式の取得と引換えにC種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、C種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、C種優先株式の発行後、下記本号 .に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づく C 種優先株式の株式対価取得請求日に C 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、C種優先株式の取得と引換えに、当該C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

C種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、C種優先配当及びC種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 10 D種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) D種優先配当金
 - a. D種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、D種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「D種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「D種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってD種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該D種優先中間配当の金額を控除した額をD種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、D種優先配当金額とD種優先中間配当金の金額の合計額は110,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるD種優先配当以外には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. D種優先配当金の金額

D種優先配当金額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、D種優先配当又はD種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。) +0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がD種優 先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「D種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。D種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、D種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、D種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) D種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) D種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5 . 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6 . 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してD種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきD種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における D種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする D種優先配当に係る D種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくD種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するD種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のD種優先株式についてのみ、当該D種優先株主の株式対価取得請求に基づくD種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるD種優先株式以外の株式対価取得請求に係るD種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するD種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るD種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるD種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がD種優先株式の取得と引換えにD種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、D種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が到初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、D種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

 調整後
 調整前
 株式数
 +
 一交付株式数 × 1株当たりの払込金額

 転換価額
 株式数
 時価

 転換価額
 販発行株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。 () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくD種優先株式の株式対価取得請求日にD種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、D種優先株式の取得と引換えに、当該D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

D種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、D種優先配当及びD種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 11 Ε種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) E種優先配当金
 - a . E 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「E種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.E 種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、E 種優先配当又はE 種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR (6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する.

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) E 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C 種優先株式、D 種優先株式及び F 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及び B 種優先株式に劣後する。
- (2) E 種優先株式の残余財産の分配順位は、C 種優先株式、D 種優先株式及び F 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及び B 種優先株式に優先する。

5 . 議決権

E 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6.譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7.優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、E 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 8. 金銭を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() E 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の E 種優先株式についてのみ、当該 E 種優先株主の株式対価取得請求に基づく E 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる E 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る E 種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する E 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた E 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る E 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる E 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の割整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、E 種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

EDINET提出書類 株式会社 C S Kホールディングス(E04786)

四半期報告書

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づく E 種優先株式の株式対価取得請求日に E 種優先株式の取得の対価として交付されるべき 音通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該 E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 12 F 種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1. 優先配当金
 - (1) F種優先配当金
 - a.F 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「F種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.F種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR (6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円(6ヵ月物)トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円(6ヵ月物)ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) F 種優先株主又はF 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5 . 議決権

F 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6.譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 8. 金銭を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、D種優先株式、D種優先株式、D種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合はO円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の割額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記cに定める転換価額の割整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、F種優先株式の発行後、下記本号 .に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	21,792 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,418,553 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成15年10月 2 日 ~ 平成23年 8 月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,937.5 (注) 2、3 資本組入額 1,469 (注) 2、3
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も平成23年8月19日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであるため、本社債から分離譲渡できない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は340.425株であります。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
 - 2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C 種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の信託証書の規定に基づき、転換価額を平成21年10月1日付で6,030.9円から2,937.5円に調整しております。
 - 3 上記(注) 2 の転換価額の調整に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権行使時の払込金額、新株 予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額も調整されております。

会社法に基づく新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
35,000 (注) 1
普通株式
12,425,447 (注) 1、2、3
1 株当たり 2,816.8 (注) 2、3
平成18年9月1日~ 平成25年9月27日
発行価格 2,816.8 (注) 2、3 資本組入額 1,409 (注) 2、3
平成25年9月27日以前に本社債が繰上げ償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時(期限の利益の喪失日を含まない)までとする。また、組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要な時は、当社が行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする)。その他、必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することはできない。
本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び 第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の 一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
35,000

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は335.012株であります。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
 - 2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C 種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項の規定に基づき、転換価額を平成21年10月1日付で5,892円から2,816.8円に調整しております。
 - 3 上記(注) 2 の転換価額の調整に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権行使時の払込金額、新株 予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額も調整されております。

会社法に基づく新株予約権

第6回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成22年 3 月 1 日 ~ 平成23年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 - 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 125
新株予約権の行使期間	平成23年 3 月 1 日 ~ 平成24年 3 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 - 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日		80,559,960		96,225		51,871

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者1名から平成21年10月21日付で大量保有報告書の写しの送付が、また平成21年10月26日付で当該大量保有報告書に係る訂正報告書の写しの送付があり、平成21年10月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

当該大量保有報告書及び当該大量保有報告書に係る訂正報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目 5 - 33	989	1.23
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7 - 1	3,222	4.00
合計		4,211	5.23

(注) 当該大量保有報告書の提出者に関する事項において、住友信託銀行株式会社と日興アセットマネジメント株式会社が共同保有者となった旨の記載がありました。

当第3四半期会計期間において、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社及びその共同保有者2名から平成21年10月22日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年10月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
Citigroup Global Markets Limited	Citigroup Centre 33, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, UK	846	1.05
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 - 1	111	0.14
合計		957	1.18

(注) Citigroup Global Markets Limitedの保有株券等の数には、潜在株式が391千株含まれております。なお、 当該変更保有報告書提出事由において、前回報告書で共同保有者だった日興アセットマネジメント株式 会社が共同保有者でなくなった旨の記載がありました。 当第3四半期会計期間において、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2名から平成21年12月21日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年12月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, UK	5,134	6.00
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, N.Y. 10004, USA	1	0.00
合計		5,136	5.98

(注) Goldman Sachs Internationalの保有株券等の数には、潜在株式が5,031千株含まれております。また、Goldman Sachs & Co.の保有株式数と保有潜在株式数はそれぞれ532千株、318千株でありますが、上表の保有株券等の数は共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在する株券等849千株が控除された1千株で記載されております。なお、当該変更保有報告書提出事由において、前回報告書で共同保有者だったゴールドマン・サックス証券株式会社が共同保有者でなくなった旨の記載がありました。

当第3四半期会計期間において、野村證券株式会社及びその共同保有者4名から平成21年12月22日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年12月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9-1	491	0.61
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1,St.Martin' s-le Grand, London EC1A 4NP, UK	1,394	1.73
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B, New York, N.Y. 10281–1198, USA	83	0.10
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	2 World Financial Center, Building B, New York, N.Y. 10281–1198, USA		
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12 - 1	3,118	3.87
合計		5,088	6.30

⁽注) 野村證券株式会社及びNOMURA INTERNATIONAL PLCの保有株券等の数には、潜在株式がそれぞれ72千株、129千株含まれております。

当第3四半期会計期間において、J.P.Morgan Securities Ltd.及びその共同保有者3名から平成22年1月7日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年12月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
J.P.Morgan Securities Ltd.	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	1,022	1.27
Highbridge Capital Management (Hong Kong), Limited	2 International Finance Center, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	98	0.12
J.P.Morgan Whitefriars Inc.	500 Stanton Cristiana Road, Newark, Delaware 19713, USA	1,325	1.64
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 3	2,960	3.68
合計		5,406	6.71

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
	A 種優先株式 15,00	0	
	B 種優先株式 15,00	0	優先株式の内容は、
無議決権株式	D種優先株式 2,27	3	「1.株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記
	E 種優先株式 5,00	0	に記載されております。
	F 種優先株式 5,00	0	
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,90	0	
光主磁次惟体以(日己体以守)	(相互保有株式) 普通株式 23,60	0	(注) 1
	普通株式 79,077,70	0 普通株式 790,777	優 先 株 式 の 内 容 は、「1.株式等の状況」の
完全議決権株式(その他)	C種優先株式 227,27	3 C種優先株式 227,273	「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。 (注)2
単元未満株式	普通株式 1,179,21	4	1 単元(100株)未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	80,559,96	0	
総株主の議決権		1,018,050	

- (注) 1 相互保有株式は、平成20年8月1日付の当社とコスモ証券株式会社との株式交換により同社が取得したものであり、保有は一時的なもので、相当の時期に処分される予定であります。
 - 2 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれております。
 - 3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式24株、コスモ証券株式会社保有の相互保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山 二丁目26 - 1	9,900 (注) 1		9,900	0.01
(相互保有株式) コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区 今橋一丁目8-12	23,600 (注) 2		23,600	0.03
合計		33,500		33,500	0.04

- (注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。 なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。
 - 2 このほか、株主名簿上はコスモ証券株式会社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が9,800株あります。

なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	629	562	586	501	493	457	436	416	445
最低(円)	243	392	398	344	395	306	341	330	347

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりです。

(1)新任役員

役名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
代表取締役会長	東 明浩 (昭和36年9月23日生)	昭和61年4月 株式会社リクルート入社 平成12年1月 ウィット・キャピタル証券株式会社入社 平成14年2月 アントファクトリージャパン株式会社(現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社)入社 エーエフジェー・パートナーズ証券株式会社代表取締役 平成16年9月 チェッカーモータース株式会社代表取締役 平成17年3月 アント・コーポレートアドバイザリー株式会社(現ACA株式会社)代表取締役社長(現在) 平成18年5月 アントケアホールディングス株式会社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社本間ゴルフ代表取締役社長 日興アントファクトリー株式会社取締役専務執行役員 平成21年4月 株式会社アルテディア取締役 平成21年6月 株式会社アルテディア取締役(現在) 平成21年6月 株式会社メディスコーポレーション代表取締役社長 平成21年9月 当社代表取締役会長(現在) 平成21年10月 アントケアホールディングス株式会社取締役会長(現在) (他の法人等の代表状況) ACA株式会社代表取締役社長	(注) 3		平成21年 9月30日
代表取締役 社 長	中 西 毅 (昭和31年9月13日生)	昭和54年4月当社入社 平成14年4月当社ネットサービス事業本部長 平成14年6月当社取締役ネットサービス事業本部長 平成15年6月当社執行役員ネットサービス事業本部長 平成16年4月当社常務執行役員ITO開発本部長 平成18年4月株式会社CSKシステムズ常務執行役員中部 がループ統括担当 平成19年4月CSKシステムズ中部設立準備株式会社 (現株式会社CSKシステムズ中部)代表取締役社長 平成20年4月株式会社CSKシステムズ常務執行役員 平成21年3月同社代表取締役社長(現在) 当社執行役員 希世軟件系統(上海)有限公司董事長(現在) 平成21年9月当社代表取締役社長(現在) (他の法人等の代表状況) 株式会社CSKシステムズ代表取締役社長	(注) 3	4	平成21年 9月30日

役名	氏 名 (生年月日)	略	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
取締役	熊 崎 龍 安 (昭和33年5月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成3年12月 CSKベンチャーキャピタル株式会社出向取締役 平成8年4月 当社参事 平成14年4月 当社経理本部長 平成16年2月 当社経理部長兼事業経理部長 平成16年4月 当社執行役員経理部長兼事業経理部長 平成17年2月 当社執行役員経理部長 平成18年4月 当社執行役員経理部長 平成19年7月 当社執行役員経理部長 平成20年6月 コスモ証券株式会社専務取締役 平成21年1月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 コスモ証券株式会社取締役(現在) 平成21年9月 当社取締役常務執行役員財務・経理管掌再生本部長(現在) 株式会社CSK CHINA CORPORATION (他の法人等の代表状況) 株式会社CSK CHINA CORPORATION 代表取締役社長	(注) 3	10	平成21年 9月30日
取締役	堀 江 聡 寧 (昭和47年 9 月29日生)	平成8年4月 住友商事株式会社入社 平成17年4月 住商オートインベストメント株式会社取締役兼マネージングディレクター 平成19年9月 ウイルプラスホールディングス株式会社取締役(現在) 平成20年1月 メディア・キャピタル・パートナーズ株式会社取締役 平成20年7月 福岡クライスラー株式会社取締役(現在) 平成21年1月 アント・コーポレートアドバイザリー株式会社(現ACA株式会社)マネージング・パートナー(現在) 平成21年4月 株式会社ウィーヴ取締役(現在) 平成21年8月 合同会社ACAインベストメンツ職務執行者(現在) 平成21年9月 当社取締役(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日

役名	氏 名 (生年月日)		略 歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
取締役	山 崎 弘 之 (昭和36年 2 月 3 日生)	平成8年1月 平成11年1月 平成12年11月 平成14年6月 平成21年4月	住友商事株式会社入社 米国フェニックスコア社Vice President (ニューヨーク) 米国住友商事会社機電第一部門機械部長 (シカゴ) 住友商事株式会社情報電子部企画マーケ ティング長 住商エレクトロニクス株式会社監査役 住友商事株式会社メディア・ライフスタイ ル総括部参事(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日
取締役	近 藤 勝 重 (昭和21年4月19日生)	昭和44年11月 昭和63年7月 平成 2年6月 平成 12年9月 平成12年10月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成21年10月 平成21年10月	当社取締役(現在) 株式会社ダイエー入社 日本ドリーム観光株式会社専務取締役 株式会社ダイエー事業開発本部長 リクルートグループ・ファーストファイナ ンス株式会社常務取締役 株式会社ダイエー・ホールディング・コーポレーション代表取締役社長 日本CFO協会専務理事 株式会社TCブレインズ代表取締役会長 日本CFO協会副理事長(現在) 株式会社NSI取締役(現在) 日本天然素材株式会社監査役(現在) 三和デンタル株式会社監査役(現在) 芸和デンタル株式会社監査役(現在) 株式会社テンポスバスターズ取締役(現在) 当社取締役(現在) アントケアホールディングス株式会社取締役(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日
常勤監査役	播 磨 昭 彦 (昭和37年 5 月24日生)	昭和62年11月 平成14年6月 平成21年4月		(注) 4		平成21年 9月30日
監査役	石 川 岩 雄 (昭和12年3月14日生)	昭和43年11月 昭和45年10月 昭和61年10月 平成7年5月 平成14年3月 平成15年5月 平成20年3月 平成20年12月	玉塚證券株式会社入社 公認会計士深瀬事務所入所 公認会計士西谷遠藤共同事務所(現監査法人 トーマツ)入所 同社代表社員 同社常務代表社員 アントファクトリージャパン株式会社(現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社) 監査役 株式会社セキチュー監査役(現在) アライドテレシス株式会社取締役 アント・コーポレートアドバイザリー株式会社(現ACA株式会社)監査役(現在) アライドテレシス株式会社監査役(現在)	(注) 4		平成21年 9月30日

役名	氏 名 (生年月日)	略歷	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
監査役	下 二 井 政 信 (昭和21年11月16日生)	昭和45年4月 三菱重工業株式会社入社 昭和45年6月 三菱自動車工業株式会社転籍 平成8年10月 同社水島自動車製作所総務部長 平成9年10月 同社法務部長 平成12年2月 同社関連会社部長 平成13年6月 同社税務部長 平成15年4月 三菱自動車エンジニアリング株式会社転籍 平成15年6月 同社取締役 平成21年9月 当社監査役(現在)	(注) 4		平成21年 9月30日

- (注) 1 取締役山崎弘之氏及び近藤勝重氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役石川岩雄氏及び下二井政信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 取締役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 4 監査役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

(2)退任役員

氏 名	退任年月日
福山義人	平成21年 9 月30日
鈴 木 孝 博	平成21年 9 月30日
広瀬省三	平成21年 9 月30日
奥 島 孝 康	平成21年 9 月30日
和 気 洋 子	平成21年 9 月30日
東 敬 司	平成21年 9 月30日
峯 岸 芳 幸	平成21年 9 月30日
田中克郎	平成21年 9 月30日
	福山義人 鈴木 博 広瀬 岩 三 奥島 孝 康 和 気 洋 子 東 敬 司 峯 岸 芳 幸

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。 平成22年2月10日現在の執行役員の陣容は次のとおりであります。

常務執行役員 熊崎 龍安 財務・経理管掌、再生本部長

執行役員 石村 俊一 株式会社 CSKサービスウェア代表取締役社長

執行役員 鈴木 正彦 総務・人事管掌、株式会社CSKシステムズ中部代表取締役社長

執行役員 谷原 徹 株式会社CSK-ITマネジメント代表取締役社長

執行役員 田財 英喜 企画・技術管掌、株式会社CSKシステムズ西日本代表取締役社長

執行役員 清水 康司 再生本部経営企画部長、財務部長

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19 年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社で証券業を主たる事業とする会社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	₅ 38,528	5 36,309
受取手形及び売掛金	18,141	27,680
有価証券	₅ 9,577	₅ 11,159
営業投資有価証券	4,020	2,144
たな卸資産	1, 4 5,002	4,146
未収還付法人税等	1,858	2,905
金融サービス運用資産	2	2, 5 101,940
証券業における預託金	25,376	26,810
証券業におけるトレーディング商品	₅ 7,527	6,859
証券業における信用取引資産	23,992	20,503
その他	62,849	₅ 28,606
投資損失引当金	-	46
貸倒引当金	8,689	419
流動資産合計	188,186	268,599
固定資産		
有形固定資産	3, 5 27,118	3 40,009
無形固定資産	5,699	6,626
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 5 32,516	₅ 34,925
その他	11,707	₅ 14,353
貸倒引当金	435	583
投資その他の資産合計	43,789	48,695
固定資産合計	76,606	95,331
資産合計	264,793	363,931

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,504	8,678
短期借入金	₅ 10,167	₅ 78,423
未払法人税等	609	1,347
カード預り金	52,469	50,761
賞与引当金	1,853	5,763
開発等損失引当金	4 972	1,836
解約違約金損失引当金	-	1,811
金融サービス負債	<u>-</u>	41 016
証券業におけるトレーディング商品	2,123	2, 5
証券業における信用取引負債	17 551	13 865
証券業における預り金及び受入保証金	5 17,331 34,212	33,121
その他	16 678	19 407
流動負債合計	5	5
固定負債	142,143	256,575
社債	<u>-</u>	20,000
新株予約権付社債	56,792	56,792
長期借入金	46 328	50,772
退職給付引当金	230	274
役員退職慰労引当金	22	114
その他	3,003	4,056
固定負債合計	106,378	81,237
特別法上の準備金		01,237
金融商品取引責任準備金	680	870
特別法上の準備金合計	680	870
負債合計	249,201	338,684
純資産の部		,
株主資本		
資本金	96,225	73,225
資本剰余金	53,763	30,763
利益剰余金	139,057	80,313
自己株式	68	68
株主資本合計	10,863	23,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	340	990
為替換算調整勘定	<u> </u>	2,440
評価・換算差額等合計	340	3,430
新株予約権	467	-
少数株主持分	4,602	5,070
純資産合計	15,592	25,247
負債純資産合計	264,793	363,931

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
	151,288	123,370
売上原価	198,204	84,476
売上総利益又は売上総損失()	46,916	38,893
販売費及び一般管理費	1 49,565	37,906
営業利益又は営業損失()	96,481	986
営業外収益		
受取利息	86	52
受取配当金	399	186
カード退蔵益	732	878
その他	840	612
営業外収益合計	2,058	1,729
営業外費用		
支払利息	12	373
為替差損	267	-
退職給付費用	195	195
株式交付費	-	470
支払手数料	-	602
その他	464	452
営業外費用合計	940	2,094
経常利益又は経常損失()	95,364	621
特別利益		
投資有価証券売却益	-	776
事業譲渡益 金融商品取引責任準備金戻入益	499	104
金融的の取り負性学権金族八金	714 316	184 577
特別利益合計	1,530	
特別損失	1,330	1,537
海损损失 减損損失	2,750	_
事業再構築に係る損失	1 365	_
	2,495	-
本社建設中止に係る損失	3 2,493	-
不動産証券化事業撤退損失	-	2 55,940
その他	1,791	3,544
特別損失合計	8,402	59,484
税金等調整前四半期純損失()	102,236	57,324
法人税、住民税及び事業税	1,820	1,164
法人税等還付税額	717	-
法人税等調整額	4,048	159
法人税等合計	2,945	1,323
少数株主利益	36	95
四半期純損失()	99,327	58,743

(単位:百万円)

【第3四半期連結会計期間】

前第3四半期連結会計期間 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 (自 平成21年10月1日 至 平成20年12月31日) 至 平成21年12月31日) 売上高 48,418 38,766 113,978 売上原価 26,878 売上総利益又は売上総損失() 65,560 11,887 15,252 10,459 販売費及び一般管理費 営業利益又は営業損失() 80,813 1,428 営業外収益 受取利息 23 30 受取配当金 111 17 カード退蔵益 263 359 その他 72 172 営業外収益合計 571 480 営業外費用 支払利息 3 356 337 為替差損 その他 160 212 営業外費用合計 500 569 80,742 1,339 経常利益又は経常損失(特別利益 投資有価証券売却益 13 309 受取和解金 19 その他 7 33 特別利益合計 342 40 特別損失 827 276 減損損失 投資有価証券売却損 231 金融商品取引責任準備金繰入額 0 1 2,495 本社建設中止に係る損失 その他 639 178 特別損失合計 3,962 687 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 995 84,665 純損失() 法人税、住民税及び事業税 350 379 法人税等還付税額 296 法人税等調整額 1,023 626 1,005 法人税等合計 968 少数株主利益 113 115 四半期純損失() 83,809 126

(単位:百万円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第3四半期連結累計期間 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成20年12月31日) 至 平成21年12月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純損失() 102,236 57,324 減価償却費 5,063 4,186 減損損失 3,050 758 のれん償却額 992 128 引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用 3,394 907 の増減額(は増加) 金融商品取引責任準備金の増減額(は減少) 714 184 受取利息及び受取配当金 1,635 1,023 支払利息 1,368 2,593 不動産証券化事業撤退損失 46,733 売上債権の増減額(は増加) 7,328 9,467 たな卸資産の増減額(は増加) 3,188 862 仕入債務の増減額(は減少) 3,702 3,329 カード預り金の増減額(は減少) 1,708 4,163 営業投資有価証券の増減額(は増加) 500 130 金融サービス運用資産の増減額(は増加) 1,085 64,658 金融サービス負債の増減額(は減少) 2,797 証券業における預託金の増減額(は増加) 4,928 634 証券業におけるトレーディング商品(資産)の増減 5,300 667 額(は増加) 証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(2,957 は増加) 証券業における信用取引資産の増減額(は増加) 25,118 3,489 証券業における有価証券担保貸付金の増減額(3,070 2,141 は増加) 証券業におけるトレーディング商品(負債)の増減 3,361 1,580 額(は減少) 証券業における信用取引負債の増減額(は減少) 6,489 3,686 証券業における預り金及び受入保証金の増減額 9,224 1,091 (は減少) その他 2,955 1,066 11,181 3,256 小計 利息及び配当金の受取額 1,693 1,067 利息の支払額 1,231 2,655 法人税等の支払額 1,568 210 営業活動によるキャッシュ・フロー 12,287 1,458

四半期報告書

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入・払戻(純額)	587	470
有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)	4,552	-
有形固定資産の取得による支出	12,413	1,699
無形固定資産の取得による支出	5,560	1,397
投資有価証券の取得による支出	9,282	6,086
投資有価証券の売却による収入	5,900	7,005
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	-	366
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る支出	-	691
その他	135	571
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,080	2,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減 額(は減少)	3,200	41,853
長期借入れによる収入	-	50,000
社債の償還による支出	-	20,000
株式の発行による収入	-	16,000
配当金の支払額	1,412	-
新株予約権の発行による収入	-	467
その他	80	935
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,707	3,679
現金及び現金同等物に係る換算差額	399	211
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	27,060	2,525
現金及び現金同等物の期首残高	59,200	33,882
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,139	36,408

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

津山証券㈱は第1四半期連結会計期間に全株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。 (株) CSKマーケティング、(株) CSKコミュニケーションズ、(株)島根CSK、(株)岩手CSK、(株)大分CSK、(株)北九州CSKについては、(株) CSKサービスウェア(旧社名(株)サービスウェア・コーポレーション)を存続会社とする吸収合併により、第2四半期連結会計期間に解散しております。CSKファイナンス(株)、現社名ゲン・キャピタル(株) は、第2四半期連結会計期間に全株式を売却したため、同社の連結子会社である(株) CVCビジネス、ゲン・アセット(株)、匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに連結の範囲から除外しております。プラザキャピタルマネジメント(株)は、当第3四半期連結会計期間に全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。また、(株)ライトワークスにおいては、当第3四半期連結会計期間に株式の一部売却により持分比率が減少したため連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社となりました。

- (2) 変更後の連結子会社数 28社
- 2 持分法の適用に関する事項の変更
 - (1) 持分法適用関連会社の変更

(株)ライトワークスは、当第3四半期連結会計期間に株式の一部売却により持分比率が減少したため、持分 法適用関連会社となりました。

- (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社
- 3 会計処理の原則及び手続の変更
 - (1) 工事契約に関する会計基準の適用

請負契約に係る収益の計上については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,166百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ255百万円増加、税金等調整前四半期純損失は255百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

- 1 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「為替差損」(当第3四半期連結累計期間96百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第3四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」 (前第3四半期連結累計期間0百万円)は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計 期間においては区分掲記しております。
- 3 前第3四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」 (前第3四半期連結累計期間39百万円)は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累 計期間においては区分掲記しております。
- 4 前第3四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前第3四半期連結累計期間222百万円)は、特別利益の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間においては区分掲記しております。
- 5 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別利益の「事業譲渡益」(当第3四半期連結 累計期間180百万円)は、特別利益の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間において は、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
- 6 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当第3四半期連結累計期間758百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)」(前第3四半期連結累計期間 2,897百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第3四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。
- 2 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)」(当第3四半期連結累計期間329百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第3四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 3 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「配当金の支払額」(当第3四半期連結累計期間 12百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第3四半期連結累計期間においては、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 4 前第3四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「長期借入れによる収入」(前第3四半期連結累計期間52百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第3半期連結累計期間においては、区分掲記しております。
- 5 前第3四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「株式の発行による収入」(前第3四半期連結累計期間1百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第3四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

1 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました無形固定資産の「のれん」(当第3四半期連結会計期間294百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第3四半期連結会計期間においては、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書)

1 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「為替差損」(当第3四半期連結会計期間1百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

(早期退職優遇制度(キャリア・オプション・プログラム)の実施)

1 早期退職優遇制度実施の趣旨

当社グループの再生に向け、事業・組織及びコスト構造を見直し、組織の効率化及び要員規模の適正化を図るとともに、社員のキャリアプランを考える上での選択肢の一つとして、セカンドキャリアへの転身を支援するものであります。

- 2 実施内容
- (1) 対象会社

当社

(株)CSKシステムズ

(株)CSKシステムズ西日本

(株)CSKシステムズ中部

(株) С S K - I T マネジメント

(株) С S K サービスウェア

㈱CSKアドミニストレーションサービス

(株)CSK Winテクノロジ

(株) С S K システムマネジメント

CSKベンチャーキャピタル(株)

(2) 対象者

当社及び㈱CSKアドミニストレーションサービス

・平成22年3月31日現在で満35歳以上の社員

その他の対象会社

・平成22年3月31日現在で満40歳以上の社員

(3) 募集期間

平成22年1月12日より平成22年1月29日まで

(4) 退職日

平成22年1月31日より平成22年3月31日までの間で会社が承認した日

(5) 優遇措置

通常の退職金に加え、年齢に応じた特別割増退職金を支給。また、希望者には再就職支援を実施。

(6) 適用者数

545名

3 当該事象の内容及び損益に与える影響額

早期退職優遇制度実施に伴う特別割増退職金及び再就職支援費用は約29億円を見込んでおり、第4四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日)に特別損失で計上する予定であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末
(平成21年12月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。 商品 879百万円

仕掛品

4,091百万円

2 金融サービス事業からの撤退に伴い、第2四半期連 結会計期間末残高5,007百万円を流動資産の「金融 サービス運用資産」から投資その他の資産の「投資 有価証券」に振り替えております。

- 3 有形固定資産の減価償却累計額 19,451百万円
- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開 発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示してお

損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産 のうち、開発等損失引当金に対応する額は507百万円 (仕掛品)であります。

- 5 担保資産
- (1) 以下の資産は短期借入金5,620百万円、長期借入金 46,250百万円、証券業における信用取引負債11,559 百万円、流動負債その他(未払金)1,487百万円の担保 に供しております。

現金及び預金 1,775百万円

証券業における

トレーディング商品

952百万円

有形固定資産(土地) 有形固定資産(建物及び構築物) 6,716百万円

8,764百万円

投資有価証券

553百万円

合計

18,760百万円

- 上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券の うち担保に供されているものが295百万円(四半期末 時価)あります。
- また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供され ているものが71,203百万円(個別財務諸表上の帳簿 価額)あります。なお、このうち連結子会社株式 71,008百万円は連結上相殺消去されております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。

商品 1,108百万円

仕掛品 3,000百万円

2 金融サービス運用資産のうち主要なものは次のと おりであります。

匿名組合への出資

19,493百万円

株式

3,457百万円

不動産 62,612百万円 株式の中には時価のある株式が579百万円含まれてお

金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりで

あります

短期借入金(責任財産限定型債務(ノンリコースロー ン)を含む)

38.001百万円

金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負 債の短期借入金は連結子会社である匿名組合の資産 負債であります。

3 有形固定資産の減価償却累計額 18,251百万円

- 5 担保資産
- (1) 以下の資産は短期借入金3,570百万円、金融サービ ス負債37,374万円、証券業における信用取引負債 6,005百万円、流動負債その他(未払金)1,308百万円 の担保に供しております。

現金及び預金 1,200百万円 金融サービス運用資産 36,108百万円

証券業における

トレーディング商品

351百万円 5,962百万円

投資有価証券

43,622百万円

合計 上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券の うち担保に供されているものが228百万円(期末時 価)あります。

当第3四半期連結会計期間末
(平成21年12月31日現在)

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク 資本増強 3.取引銀行4行による支援策」に記 載のとおり、資本増強の一環として取引銀行4行と 「シンジケートローン契約書」を締結し、50,000百 万円を長期借入金へ借り換えを実施しております が、うち3,750百万円については一年内返済予定長期 借入金(短期借入金)として、残りの46,250百万円に ついては長期借入金として上記担保債務に含まれて

- なお、当該シンジケートローン契約書における借り換 え債務に供している担保資産は、土地、建物及び構築 物、子会社株式であります。
- (2) 前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に 基づく発行保証金として、有価証券8,650百万円、流 動資産「その他」(差入保証金)7,661百万円、投資有 価証券13,412百万円を供託しております。

(3)

- (4) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証 拠金の代用として855百万円を差入れております。
- (1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。 信用取引貸証券 6,403百万円 信用取引借入金の本担保証券 11,538百万円 差入保証金代用有価証券 1,099百万円 その他 7,512百万円

(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記

(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであ

信用取引貸付金の本担保証券 19.212百万円 信用取引借証券 2,691百万円 受入保証金代用有価証券 43,083百万円 その他 520百万円

6 保証債務

当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金 融機関からの借入に対し、債務保証を行っておりま す。

ポートタウン特定目的会社 3,360百万円

前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)

- (2) 前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に 基づく発行保証金として、有価証券10,780百万円、流 動資産「その他」(差入保証金)3,977百万円、投資有 価証券13,182百万円を供託しております。
- (3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証金とし て投資その他の資産「その他」(差入保証金)10百万 円を供託しております。
- (4) トレーディング商品を先物取引差入証拠金の代用 として300百万円、信用取引の自己融資見返り株券を 先物取引差入証拠金の代用として625百万円を差入 れております。
- (5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記 (1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。

信用取引貸証券 8,235百万円 信用取引借入金の本担保証券 5,710百万円

消費貸借契約により貸付けた

2,634百万円

有価証券 差入保証金代用有価証券 448百万円 その他 4,846百万円

(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであ ります.

信用取引貸付金の本担保証券 13.935百万円 信用取引借証券 4,151百万円 受入保証金代用有価証券 38,515百万円 その他 546百万円

6 保証債務

当社の子会社が投資している特定目的会社の金融機 関からの借入に対し、債務保証を行っております。

ダイコク・ディストリビューショ

ンセンター特定目的会社()

5.000百万円

ポートタウン特定目的会社 エルス特定目的会社

3,802百万円 2,700百万円

11,502百万円

契約により、当社の子会社と他の共同スポンサーの 間の内部負担割合は50%(2,500百万円)となってお ります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計 (自 平成20年4月1E	<u> </u>	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日			
至 平成20年12月31日		至 平成21年12月31日)			
1 販売費及び一般管理費の主要な	費目及び金額は次	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次			
のとおりであります。		のとおりであります。			
従業員給料及び手当	14,583百万円	従業員給料及び手当	13,088百万円		
賞与引当金繰入額	1,105百万円	賞与引当金繰入額	502百万円		
退職給付費用	870百万円	退職給付費用	847百万円		
支払手数料	6,589百万円	支払手数料	4,585百万円		
地代家賃	4,318百万円	地代家賃	4,199百万円		
2 事業再構築に係る損失の内訳は	次のとおりであり	2 不動産証券化事業撤退損失は	は、主に連結子会社で		
ます。		あったCSKファイナンス(株)(ミ	現社名 ゲン・キャピ		
固定資産除却損	620百万円	タル(株)) の株式及び同社に対す	る貸付金の譲渡に伴		
減損損失	156百万円	う損失41,837百万円及び同社に			
その他	588百万円	する一部の貸付金に対して計上	こした貸倒引当金繰入		
合計	1,365百万円	額8,205百万円であります。			
3 本社建設中止に係る損失の内訳	は次のとおりであ	3			
ります。					
なお、解約違約金損失引当金繰ん	√額については、本				
社建設中止に伴い、将来発生する	可能性のある売買				
契約違約損失に備えるため、当第	3 四半期連結累計				
期間末に必要と見込まれる損失剤	生見込額を計上し				
ております。					
解約違約金損失引当金繰入額	1,811百万円				
減損損失	144百万円				
_ その他	539百万円				
合計	2,495百万円				

前第3四半期連結会計期	間	当第3四半期連結会				
(自 平成20年10月1日		(自 平成21年10月1日				
至 平成20年12月31日	'	至 平成21年12月				
1 販売費及び一般管理費の主要な引	費目及び金額は次	1 販売費及び一般管理費の主要	要な費目及び金額は次			
のとおりであります。		のとおりであります。				
従業員給料及び手当	4,485百万円	従業員給料及び手当	3,952百万円			
賞与引当金繰入額	1,105百万円	賞与引当金繰入額	502百万円			
退職給付費用	251百万円	退職給付費用	258百万円			
支払手数料	2,134百万円	支払手数料	936百万円			
地代家賃	1,451百万円	地代家賃	1,033百万円			
のれん償却額	442百万円					
2 本社建設中止に係る損失の内訳に	は次のとおりであ	2				
ります。						
なお、解約違約金損失引当金繰入	額については、本					
社建設中止に伴い、将来発生する。	可能性のある売買					
契約違約損失に備えるため、当第3	3 四半期連結会計					
期間末に必要と見込まれる損失発生	生見込額を計上し					
ております。						
解約違約金損失引当金繰入額	1,811百万円					
減損損失	144百万円					
その他	539百万円					
合計	2,495百万円					

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 3 四半期連結累計期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日		当第 3 四半期連結累計期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日					
現金及び現金同等物の四半期末列	高と四半期連結	現金及び現金同等物の四半期末残	高と四半期連結				
貸借対照表に掲記されている科目の	金額との関係	貸借対照表に掲記されている科目の	金額との関係				
現金及び預金勘定	36,934百万円	現金及び預金勘定	38,528百万円				
有価証券勘定	12,190百万円	有価証券勘定	9,577百万円				
 計	49,124百万円	 計	48,106百万円				
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金	5,079百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金	2,548百万円				
償還期間が3ヶ月を超える公社 債投資信託及び国債など _	11,904百万円	償還期間が3ヶ月を超える公社 債投資信託及び国債など	9,150百万円				
現金及び現金同等物	32,139百万円	現金及び現金同等物	36,408百万円				

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

. 70137111120101717	3.7
株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	80,290,414
A 種優先株式(株)	15,000
B 種優先株式(株)	15,000
C 種優先株式(株)	227,273
D種優先株式(株)	2,273
E 種優先株式(株)	5,000
F 種優先株式(株)	5,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	34,454

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第6回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	171
旋山云社	第7回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	295
	合計		48,000,000	467

⁽注) 新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は467百万円であります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年9月29日に開催された臨時株主総会決議に基づき、平成21年9月30日付で主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による優先株式の発行、及び(同)ACAインベストメンツを引受先とする優先株式の発行を実施いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ23,000百万円増加しており、当第3四半期連結会計期間末の資本金が96,225百万円、資本剰余金が53,763百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	金融 サービス 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	43,937	575	3,241	663	48,418		48,418
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	1,508	0	6	38	1,553	(1,553)	
計	45,446	576	3,247	701	49,971	(1,553)	48,418
営業費用	42,911	79,434	5,695	670	128,711	520	129,231
営業利益又は営業損失()	2,534	78,857	2,448	31	78,739	2,074	80,813

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コ

ンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、

コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル

事業、投資信託委託業等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,716百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	1-3/1-1 1:10				,		
区分	情報 サービス 事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	34,211	725	3,670	160	38,766		38,766
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	723	36	1		762	(762)	
計	34,934	761	3,672	160	39,528	(762)	38,766
営業費用	31,512	709	4,234	294	36,751	586	37,337
営業利益又は営業損失()	3,421	52	562	134	2,777	1,348	1,428

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

証券事業 証券業付随業務等

その他の事業 投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託

業等

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,160百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結会計期間における情報サービス事業の売上高は651百万円増加し、営業利益は137百万円増加しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	金融 サービス 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	136,093	1,849	11,382	1,963	151,288		151,288
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	4,870	1	10	114	4,997	(4,997)	
計	140,963	1,850	11,393	2,078	156,285	(4,997)	151,288
営業費用	134,279	92,814	18,059	1,920	247,073	697	247,770
営業利益又は営業損失()	6,683	90,963	6,665	158	90,787	5,694	96,481

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル

事業、投資信託委託業等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は10,713百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

<u> </u>							
区分	情報 サービス 事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	106,896	2,088	13,530	855	123,370		123,370
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	2,561	111	9	0	2,681	(2,681)	
計	109,457	2,199	13,539	855	126,051	(2,681)	123,370
営業費用	102,823	2,012	13,203	2,502	120,541	1,842	122,383
営業利益又は営業損失()	6,634	187	335	1,647	5,510	4,523	986

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

証券事業 証券業付随業務等

その他の事業 投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託

業等

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は7,388百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間における情報サービス事業の売上高は1,166百万円増加し、営業利益は255百万円増加しております。

- 4 不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業からの撤退に伴い、当第3四半期連結累計期間より同事業をその他の事業として表示しております。これにより、当第3四半期連結累計期間におけるその他の事業の売上高は855百万円増加し、営業損失は1,647百万円増加しております。それに併せて事業区分の記載順番の見直しを行ない、当第3四半期連結累計期間より「情報サービス事業」、「プリペイドカード事業」、「証券事業」、「その他の事業」の順番に変更いたしました。
- 5 当第3四半期連結累計期間において、CSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)及び同社の連結子会社である㈱CVCビジネス、ゲン・アセット㈱、匿名組合43社並びに他4社の連結子会社を連結の範囲から除外したことにより、金融サービス事業における資産の金額が、前連結会計年度と比べ103,664百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日至 平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日至 平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の 運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められま す。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日現在)							
種類	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)				
(1)国債・地方債 (2)社債	22,067	22,314	246				
(3)その他							
合計	22,067	22,314	246				

2 その他有価証券で時価のあるもの

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日現在)				
種類	取得原価 (百万円)	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)	
(1)株式	1,615	1,428	186	
(2)債券				
国債・地方債	10	10	0	
社債	100	99	0	
その他				
(3)その他	7,941	7,886	54	
合計	9,667	9,425	241	

⁽注)「(3)その他」には、投資信託への出資を含めております。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日現在)			
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1)国債・地方債	23,968	24,165	197
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(2)社債			
	(3)その他			
	小計	23,968	24,165	197
	(1)国債・地方債			
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(2)社債			
	(3)その他			
	小計			
合	計	23,968	24,165	197

2 その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日現在)			
	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
	(1)株式	4,267	6,050	1,783
、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(2)債券 国債・地方債			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債その他			
	(3)その他	5,255	5,306	50
	小計	9,522	11,356	1,834
	(1)株式	3,376	2,387	989
	(2)債券			
\+\(\frac{1}{2}\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	国債・地方債	10	10	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	100	92	7
状帯派画を超えないもの	その他			
	(3)その他	4,244	3,177	1,067
	小計	7,730	5,666	2,064
合詞	†	17,253	17,023	230

⁽注)「(3)その他」には、投資信託への出資を含めております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日現在)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい 変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

当社及び連結子会社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末	
(平成21年12月31日現在)	(平成21年3月31日現在)	
442.06円	251.40円	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	15,592	25,247
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,477	20,176
差異の主な内訳(百万円)		
A 種優先株式	15,000	
B種優先株式	15,000	
C 種優先株式	2,500	
D 種優先株式	2,500	
E 種優先株式	5,500	
F 種優先株式	5,500	
新株予約権	467	
少数株主持分	4,602	5,070
普通株式の発行済株式数(千株)	80,290	80,290
普通株式の自己株式数(千株)	34	32
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	80,255	80,257

2 1株当たり四半期純損失金額

第3四半期連結累計期間

前第 3 四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間	
(自 平成20年 4 月 1 日	(自 平成21年4月1日	
至 平成20年12月31日)	至 平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額 1,307.75円 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	99,327	58,743
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	99,327	58,743
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,952	80,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)		
	1 株当たり四半期純損失金額	1,044.23円	1 株当たり四半期純損失金額	1.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失 であるため記載しておりません。				

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	83,809	126
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	83,809	126
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	80,259	80,256
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 和 夫 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 出 隆 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 C S K ホールディングス及び連結子会社の平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日現在の財政状態、同日をもって終了する第 3 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結累計期間の経営成績並びに第 3 四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古 谷 伸 太 郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 出 隆 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 CSKホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。